

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第千九百三十七号で告示した秩父都市計画道路事業（秩父市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 事業施行期間

平成十七年十月十四日から令和五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
 - 変更なし
- ロ 使用の部分
 - 変更なし